

平成30年6月29日

長岡京市長 中小路 健吾 様

長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会
会 長 本 多 滝 夫

諮 問 事 項 に 関 す る 答 申

平成30年6月13日付け30長対広第15号で本審議会に対して諮問の
ありました下記の事項について意見等を取りまとめましたので、別紙のとおり
答申します。

記

- 1 個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づく目的外利用
 - (1) 長岡京市全域の公共交通に係るサービス水準の設定に向けた「アンケート調査」のための個人情報の目的外利用について
 - (2) 長岡天神駅周辺整備基本計画の策定に向けた「アンケート調査」のための個人情報の目的外利用について

以上

答 申 書

答 申 番 号	30 - 1	答 申 日	平成30年6月29日
審 議 件 名	長岡京市全域の公共交通に係るサービス水準の設定に向けた「アンケート調査」のための個人情報の目的外利用について		
審 議 日	平成30年6月13日（書面審議）		
内 容			
<p>本件は、市東部社会実験バスの方針の決定及び既存路線バスの運行本数を検討するにあたり、市全域の公共交通に係るサービス水準設定の基礎資料を得ることを目的にアンケート調査を行うため、住民基本台帳の記録データから本市在住の3,500世帯の世帯主を無作為抽出し、その個人情報を利用しようとするもので、長岡京市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づく目的外利用として本審議会に諮問されたものである。</p> <p>利用しようとしている個人情報は、抽出対象者の氏名、住所及び世帯主情報である。</p> <p>抽出処理は電算室内の端末を利用し、当該室端末内の所定のフォルダーに格納しラベルシールを直接作成するため、抽出データを外部に持ち出すことはない。また、作成したラベルシールは所管課のみで使用するものである。</p> <p>本審議会は、当該アンケート調査のため個人情報を目的外利用することについては、抽出した個人情報を媒体等に取り込むことなく、処理終了後は長岡京市セキュリティに関する規程に従ってその個人情報を削除すること、出力したリストは適切に保管・管理し、利用が済み次第廃棄することとの意見を付したうえで、今回の目的外利用については問題ないとの結論に達した。</p>			